

倫理・コンプライアンス委員会規程

(設置)

第1条 役・職員倫理規程並びに加盟団体規程第4章及び第6章の実効性を確保するため、公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）の理事会（以下「理事会」という。）の決議に基づき、中立的な組織として倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 委員会は、本会が大阪府におけるスポーツの統轄組織としてその自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、本会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）共々常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通してその社会的使命を果たしていくために、次の各号に掲げる事項について協議し、企画立案することを目的とする。

- (1) 本会、本会の役・職員（以下「役・職員」という。）及び加盟団体の綱紀保持に関すること。
- (2) 本会、役・職員及び加盟団体におけるコンプライアンス強化に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認を行い、その結果を会長に具申すること。
- (4) コンプライアンスに係るリスクの把握及び管理並びにコンプライアンス強化に係る方針・計画の策定及び推進に関すること。
- (5) 役・職員倫理規程第4条に違反する行為（その疑いのある行為を含む。）及び加盟団体規程第21条第1項に該当する場合（その疑いのある場合を含む。以下「違反行為等」という。）に係る調査に関すること。
- (6) 前号の調査の結果、違反行為等に対し本会が処分することが適当であると認められる場合における処分案の作成に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成し、理事会の承認を得て選任し、会長が委嘱する。

- (1) 本会の理事 若干名
- (2) 本会の評議員 若干名
- (3) 本会加盟団体の役員 若干名
- (4) 弁護士の資格を有する者 1名
- (5) 前号以外の有識者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

なお、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が指名する。

3 委員長は、この委員会を代表し、会務を統轄する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長から指名された副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、定期的に年1回以上及び必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

2 理事会から会議の目的事項を示して請求があったときは、委員長は速やかに委員会を招集しなければならない。

第7条 委員会は、第3条の委員の属性に関わらず委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(コンプライアンス教育)

第8条 委員会は、役・職員及びスポーツ指導者に対し、コンプライアンスの正しい知識を習得し理解と関心を深めるために、定期的に教育・研修を行うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成16年12月6日制定の「倫理委員会規程」は廃止する。

3 規程施行後最初の委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる者とする。ただし、任期は第4条の規定にかかわらず、令和4年度定時評議員会の終結の日までとする。

(1) 委員長 桂 千恵子 (副会長)

(2) 副委員長 井上 圭吾 (常務理事・アイマン総合法律事務所弁護士)

(3) 委員 竹内 章 (常務理事)、西田 修 (理事)、樋川 利雄 (評議員)、吉兼 美智子 (評議員)、植田 健三 (一般社団法人大阪ボート協会会長)、馬場 耕一郎 (大阪府スキー連盟理事長)、富山 浩三 (大阪体育大学教授)